

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則殿

令和2年6月17日
関東地方本部区域社員
J01EIJ 高橋 俊光

第九回定時社員総会準備書面

警告

本準備書面に限らず、各社員から提出された準備書面について、事務局による準備書面の改竄（削除）の一切を禁じる。

但し、配付資料化するにあたってのヘッダー（誰の何ページ目）およびフッター（全体のページ）付与に伴う1ページあたりの行数統一目的での改行位置の修正は認める。

万一、総会当日に理事、監事及び社員に配布するものについて「事務局判断で削除した部分がある」ならば、削除した箇所について削除した理由（法令に抵触する場合は法令名称と該当条項）を1行で簡明に記載し、削除を判断した者の役職氏名の記載を要求する。

以下「要望」と記載無き場合は質問です。複数の質問がある場合は件数は見だしを参照。

1. 予算決算（第1号議題）

入会者数が予算未達の原因を精査しているかを問います。

積立金取り崩しが相変わらず多い。さらに例年のことだが入会者数見積もりが甘すぎる。

令和元年度は、ここ数年の中では入会者数過大見積もりの程度は低くなっていた点は評価するが、一般社団法人化する以前も含めて「なぜ入会者数が予算未達なのか」を精査しているかについて回答を求めます。

1.1 WAKAMONO フェアの成果（事業報告明細1、事業計画1および4）

過去3回開催したWAKAMONO フェアにおいて、対象年齢層の来場者数を把握しているか否かと把握している場合は来場総数と対象年齢層の来場者数を問います。

WAKAMONO フェアの成果は、全来場者のうち対象年齢層について

- (1) 自主的に単独または友人と一緒に引率者無しで来た人数
- (2) 自ら参加したいことを親族または友人に告げて連れてきてもらった人数
- (3) 来る意思が無い、またはアマチュア無線に興味が無いのに親族や友人に強引に連れてこられた人数

を考えたとき、(1)と(2)が重要で、(3)は0でなければならない。但し、(3)は「来て見て気が変わって資格取得、開局、入会し、会費減免期間経過後も会員であることを継続している方が何名も居る」という内用のイベントならば、継続開催に値します。

WAKAMONO フェアの成果は来場者の総数ではなく、「対象年齢層の来場者数」と「対象年齢層の免許取得と JARL 入会に繋がり、会費免除期間後も継続して正員になっている人数で成否を問う」ものであるから対象年齢層の来場者数の把握は重用である。

昨年例で来場者総数 200 名超でも対象者層が半分以下では失敗だから開催する意味は無い。

1.2 会員増強キャンペーン（事業報告明細 1、事業計画 1 および 4）

「会員数の減少数が減り、横ばい状態だから、キャンペーンの成果がある」と言うが、本来ならばキャンペーンの目的から言えば増加しなければならない。今後も続けるのか？

(1) 会員数は減っている。

キャンペーンには入会者が多かった支部やクラブ等を表彰する規定や継続期間に伴うグッズ配布規定があるが会員数は減っているのが実情である。

(2) 会員期間延長キャンペーンは廃止せよ。

1 年分以上の会費納入時の会費有効期間の延長は再考すべきである。実質割引である点ではありがたいが、JARL にとっては収入源であり会員減少が続くならば、費用対効果の観点では廃止が妥当である。

(3) 会員増強組織強化委員会は廃止または委員総入れ替えせよ。

会員増強組織強化委員会が答申した会員増強案が理にかなったものであり、退会理由を払拭し、退会者減少になるものならば、会費切れ猶予期間や若年層向けの会費免除期間経過による自然退会は出ない上に目的通り会員数は増加するはずである。

上記により、会員増未達が続くなら会員増強組織強化委員会および会員増強キャンペーンの廃止または委員の総入れ替えとキャンペーンの抜本的な見直しを要求する。

1.3 入会者数見積もりが甘い。（事業報告明細 1、事業計画 1 および 4）

以下のリスクを考慮すると令和 2 年度の入会者数は例年の見積もり数より少なく見積もるべきであるが、認識しているか？

- (1) 令和 2 年に特筆する事項として、新型コロナウイルスの影響で就業制限や失業等により収入が激減した方が相当数出てくることが懸念される。
- (2) 現時点では 7 月までの無線従事者国家試験や講習会の中止（実施者によっては中止期間は一部異なる）がアナウンスされていることから、特に三アマ、四アマ取得者減の

影響を考慮するべきである。

- (3) 令和2年度第1四半期(4~6月)は各地のJARL各支部大会等が中止になっている。新型コロナウイルス非常事態宣言が5月14日に39の県で解除され、5月21日に京都府、大阪府、兵庫県、5月25日には残っていた東京都、埼玉県、神奈川県、埼玉県、北海道が解除されて全国で解除されたとはいえ、日程的に第2四半期の9月末までの行事再開は会場予約や準備期間を考慮すると困難である。

さらに6月12日にSTEP3にまで緩和されたことを踏まえれば、当初は規模1000人以下とあるので、支部大会レベルのイベント開催は可能になるが、市区町村主催の市民祭、区民祭等のレベルになるとSTEP3を超える緩和が必要になるから、「アマチュア無線普及啓蒙機会の減少」を考慮する必要がある。

参考 都のロードマップ 7ページ

外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容		
外出自粛	事業者に対する休業要請等	学校
<p>●STEP0</p> <ul style="list-style-type: none"> ●8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛 ●クラスター発生源のある施設(※)の利用自粛 ●他県への移動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ●遊園施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象 ●飲食店等は短縮営業(夜8時まで、酒類の提供は夜7時まで) ●イベント開催の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ●休校
<p>●STEP1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外出時における「新しい日常」の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和(※)・博物館、美術館、図書館 →入場制限等を設けることを前提に施設の再開 ●飲食店等→営業時間の一部緩和(夜10時まで) ●下記の規模等のイベントについて開催可能(屋内)100人以下、かつ収容定員の半分以下(屋外)200人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ●再開 ●登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)
<p>●STEP2</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き休業要請となる施設の利用自粛 ●クラスター発生源のある施設(※)の徹底した利用自粛 <p>※接待を伴う飲食店等 ライブハウス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●クラスター発生源がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和(※)・劇場等 →入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開 ●飲食店等→営業時間の一部緩和(夜10時まで) ●下記の規模等のイベントについて開催可能(屋内)100人以下、かつ収容定員の半分以下(屋外)200人以下 ●クラスター発生源があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開 ●飲食店等→営業時間の一部緩和(夜12時まで) 	
<p>●STEP3</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他県への不要不急の移動の自粛(6/18まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ●6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能(屋内)1,000人以下、かつ収容定員の半分以下(屋外)1,000人以下 ●7/10以降:(屋内)5,000人以下、かつ収容定員の半分以下(屋外)5,000人以下 ●感染状況を見つつ、8/1以降を別途:(屋内)収容定員の半分以下 	
<p>適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和</p> <p>※接待を伴う飲食店等及びライブハウスの使用制限の緩和については、国の対応方針等を踏まえ対応を検討</p>		

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/007/957/20200526.pdf

1.4 会計帳簿開示仮処分(質問2件)(第1号議題)

- ① 私は加わっていないが、今回の社員総会までが任期の社員16名による一般社団法人法第121条による会計帳簿開示要求に応じなかった理由は何か?
- ② 6月8日付で東京地方裁判所から出された仮処分命令(令和2年(ヨ)第20054号)による帳簿開示に素直に応じず、保全異議申し立てをした理由は何か?

2 不法局・違法局対策（質問3件）（事業報告明細3）

- ① 不法局・違法局対策の協議のために総務省と会合した回数と協議内容を問います。
- ② アマチュア無線の不適切使用が有り得るまたはしている例に対する申入れ回数を問います。
- ③ 不法局・違法局が多いダンプ・トラック運送業界への啓蒙回数を問います。

(1) 重用無線通信優先は仕方が無い部分があるが、それでもJARLが積極的に取り締まりを陳情する意味はある。JARLが陳情した結果行われた電波検問が有るなら、公表できる範囲で公表して欲しい。

(2) アマチュア無線の不健全もしくはあきらかに法令違反になりうる事象をどう考えるか。昨年以前も掲げたが、求人票で「アマチュア無線免許必須」または「アマチュア無線免許所持者優遇」という条件を掲げる「運送業」の求人については、「従業員の親睦のため」という大義名分を掲げる業者ばかりだが、実体はアマチュアバンド使用区分を無視したり、コールサインの送信無しに「荷物の運送先指示」「お互いの居場所連絡」等の、かつての監査指導規定集にあった「アマチュア業務外通信の例示」のうちの「運送業の運行状況連絡」に該当する）に使われているのが実情である。

これについては、一部のアマチュア無線家はハローワークや求人情報サイト管理者に対して「法令上問題が有る」とクレームを出す方が居る。工事現場の場合は発注元と同様のクレームを出す方が居る。その結果、アマチュア無線に関して不適切な記述が削除されたり、「アマチュア無線機の使用禁止看板」が掲示され、違法局や不法局が居なくなる（減少する）例が存在する。

これに限らず、アマチュア無線の不適切な利用に繋がるような事象に対しては、個人がクレームを出すよりはJARLが出すと効果が在ることは理事監事全員が認識していなければならない。令和元年度の実績で良いので、そういう問題が有る各事象に対してJARLとしてクレームを入れた実績があるのなら、その件数を問います。

(3) 「理事者個人への質問は受け付けない」というが、本業がトラック運送業のJR3QHQ 田中近畿地方本部区域理事とJG1KTC 高尾会長、さらに専務理事の見解を問います。

アマチュアバンドのうち、特に145MHz帯と435MHz帯における違法局および不法局はダンプ・トラックの運転手によるものが大多数である。さらに、特に北海道では積雪期には除雪車や除雪した雪を運搬するダンプによる不法局および違法局が多い背景を考慮すれば、JR3QHQ 田中氏が理事に就任後は、まずは地元の大阪府内、その後は近畿地方、そして全国のトラック・ダンプ運送業に対する啓蒙を期待するところ大です。なお、田中理事は近畿総合通信局長から「大阪府電波適正利用推進員」の委嘱を受けていることを考慮すると「電波適正利用推進員として違法局や不法局への指導行為は

総務省からの指示で禁止」であるが「JARL 理事として不法局や違法局が多い団体への啓蒙を行うことは禁止事項では無い」ことを踏まえれば「JARL 会長名で、まずは田中理事と面識が在る運送業者（もし把握しているなら、実際に不法局や違法局の運用者が居る業者）に、アマチュア無線の適正利用の啓蒙活動を、どの程度行ったのか」を両名に問います。

3 FD コンテストの日程変更（事業報告明細 2(1)③関連）

変更案では、FD コンテストの翌日が XPO 記念コンテストになっているが、全く問題無いと言い切れるのか？

いわゆる「家庭内マッチング」で考えると、FD と XPO の両方に参加する方の目線では最悪の選択であるし、熱中症予防の観点で言えば、まだ暑い時期なので予防にはならない。

4 記念局（事業報告明細 2(1)⑧関連）

4.1 オリンピック・パラリンピック記念局（質問 3 件）

(1) 長いほう（8JnOLYMIC）は狭帯域デジタル通信ソフトの WSJT-X や JTDX のバージョンによって是对応できないことを認識しているか？

（本年 5 月末以降のバージョンでは問題は無いことが判っているが、運用者全員が新バージョン公開後に即新バージョンに更新するとは限らないことは要考慮です）

(2) 認識しているなら、なぜその長いものにしたのか？

(3) FT8 や FT4 に限らず、「長いから CW や電話でもやりにくい」という声も在る。

それでも長いものを一押ししたのは誰なのか？

新型コロナウイルス対策の関連でオリンピック・パラリンピックは 1 年延期になった。これにより特別記念局のコールサインについては西東京市の田無タワーを設置場所に作る「8J1TOKYO」は、まだ許容出来るが、移動する局も併設する予定の 8JnOLYMPIC については再考を要求する。

4.2 STAYHOME

諸外国で運用していた 8J1STAYHOME 等の記念局を運用しなかった（出来なかった）理由は何か？

新型コロナウイルス対策に関して、諸外国では、「家（事実上の居住地含む）に居よう」を啓蒙する目的で、サフィックスが“STAYHOME” または“SH”という記念局が 3 月以降にオンエアをしているが、なぜ JARL では実施しない（できない）のか。

なお、実施する際には、「運用当番の住居（運用者の自局の常置（設置）場所や運用者の住所（住民票上だけでなく、実質的な住居も含む）からの運用であること」と、「法令上は

8J1STAYHOME/1のように「移動運用していることを示す「n nはエリア数字」を添えること」とされた通達が今は廃止されている」を周知し、単に 8J1STAYHOME または 8J1SH で運用すれば良いのである。

5 同一世帯に複数の正員が居るときの送付物（要望） 事業計画4 関連

同一世帯に JARL NEWS が正員の人数分送られてくる事例がある。

私が聞いた範囲では4部送られてくる方が居るが、郵送費の無駄ではないか。

これに関して「JARL事務局に「1部で良い」と連絡すると応じてくれる」という情報がある。件数は少ないだろうが、これを周知して実施すれば、郵送料の削減になると思う。社員および理事の選挙時には正員個人ごとに投票用紙が発送されるのは当然であるが、JARL NEWS については、同一世帯に複数の正員が居る場合は、誰か1人に送るようにする手続きがあるなら、それを公表し、現在ネット上でできる会員情報更新サイトで申告出来るようにすることを提案します。

6 新型コロナウイルス対策（事業報告明細2(1)③関連）

本件は令和2年度の事業ではあるが、あえて挙げておく。

今年の ALL JA コンテスト開催前のコンテスト委員会の規約変更公表が二転三転したが、なぜ、政府による非常事態宣言と同時に1日遅れ程度で「マルチオペ部門中止、移動運用（自宅または自宅に準ずる場所以外での運用）自粛をアナウンスできなかったのか？

- (1) アマチュア無線家にとって、「自宅（常置（設置）場所と同一とは限らない）からだと電波の飛びが今ひとつだから」などで山岳や海浜など電波の飛びが良い場所に、移動する局の設備を持って赴くことは「不要不急ではない」ものです。特にコンテストにおいては日時が定められているのでなおさらです。
- (2) アマチュア無線に興味が無い目線で見れば、理由の如何を問わず移動運用は不要不急の外出になるのは明らかです。
- (3) 二転三転する中で「免許状に記載の常置場所または設置場所もしくは免許人の住所以外の運用を禁ずる」と取れる規約になっている期間が数日有りました。これは、何らかの事情（単身赴任、遠距離通勤（通学）など）で、無線局免許状に記載の常置場所等以外の場所に生活の拠点が在る者への配慮に欠けたものです。

ALL JA コンテストのほぼ前日と言える時期に次図（次ページ）のような注意文言になりましたが、なぜ下図の案内を最初に出来なかったのか。周知期間が短すぎる。

第62回 ALL JAコンテスト規約

ALL JAコンテストのご連絡ならびに 参加時の運用等についてのご連絡

新型コロナウイルスの感染拡大により、全国への緊急事態宣言が発令されました。

すでに、学校や自治体の施設などが休館となっており、学校クラブや地域クラブ、業種クラブなどの参加は難しい状況かと思われます。これらのことから、ALL JAコンテストのマルチオペ種目につきましては、中止とさせていただきます。シングルオペ種目のみ開催いたします。

また、「外出自粛」の観点から、河川敷や公園、駐車場、キャンプ場、ハイキングコース、山岳など、野外へ出での移動運用は控えください。

ご自宅や普段の住居などからの運用をお願いします。
なお、常置場所以外にお住いの方がポータブル表記で運用することはまったく問題ございません。

新型コロナウイルス感染拡大とならないように、国や各自治体からの要請や注意については遵守し、次の事項にも十分注意したうえで「STAY HOME」でのアマチュア無線の運用を行ってください。

- しっかりと手洗いをしてください。
- 健康管理を行って、無理のない運用をしてください。
- 適度な湿度のある室内で運用してください。

◆「密閉・密集・密接」の3つの密を避けて、新型コロナウイルスの感染拡大とならないよう注意してください。

今後、同様の自体が生じたときは、嚴重な再発防止策を要求します。

7 がいだんす局の新スプリアス対応と増強(要望) (事業報告明細3)

- ① あまちゅあがいだんす11～20について、昨年末に新スプリアス対応が行われたことに感謝します。順次1～10についても実施していただきたい。
特に関東では、東京都支部で「1」を常用していることと、「11」の故障時のバックアップ機でもある（他地域でも同様にバックアップ機にしているほか、不法局が多い地域では常用している例は有る）ので、対応が必須です。
- ② 各支部監査指導委員の本業や家庭環境の関係か、当番月に当番になれない場合が在ったり、局数が足りない場合が在る。特に関東では東京、千葉、埼玉、神奈川は各支部内常設局が在っても良いと思う。145MHzと435MHzのF3E限定で良いので増強をお願いしたい。
- ③ 監査指導委員の中でも当番に手を挙げる者が少ない実態がある支部がある。
各支部単位で、積極的にがいだんす局を運用してくれる者の増員をお願いしたい。
法的問題がクリアすれば、JARL事務局に1局常設し、関東の有資格者によるリモート運用を可能にして欲しい。

8 無線局免許切れ会員 (質問2件) (事業報告明細4)

- ① 今回の理事候補者と社員の選挙にあたって、令和2年3月7日現在で無線局免許が失効している者は定款第10条によれば正員では無いから選挙権は無い。
そのような者に投票券を送った例は皆無だと断言できるのか？
- ② 提出された投票用紙について「令和2年3月7日現在で局免失効の会員のものを無効として再集計しないなら定款違反だから再集計しろ」と言われたら応じるのか？

- (1) 定款第 10 条によりアマチュア局の免許が失効した者は自動的に准員に移行しなければならない。准員に移行した後にアマチュア局の免許を復活させた場合は、同第 2 項により正員に復帰する手続きが必須であることは明記されている。
- (2) アマチュア局の免許失効に伴う准員移行の判定は、総務省免許情報サイトがある現在では、総務省と協議の上で月に 1 度程度自動的に免許情報を収集し、アマチュア局の免許切れ情報を、せめて半月遅れくらいで自動反映させるべきである。
- (3) 会員台帳でも無線局免許状の有効期限を管理しているなら、それを利用して准員移行判定をすればよい。
- (4) 投票用紙にはシリアル番号があり、重複読み込み防止と有権者に重複発行防止に使われると聞く。ということは、シリアル番号と個人は紐付けされており、これを利用すれば、投票券の有効無効は判定できる。
「紛失を装って複数の投票用紙の交付を受けた場合には、最新のもののみ有効に出来る」ということを以前の総会（一般社団法人化以前の全国持ち回り時代を含む）の答弁で聞いたことがあるが、これが事実なら、免許切れが判明した者の投票券を無効にすることは可能である。
- (5) 「投票券発送の時点で正員資格が無い者には投票券を発送しないことが理想である」が、免許情報の確認タイミングが発送後になる場合も在るであろう。
発送後に 3 月 7 日現在で正員要件失効が判明した場合には、定款を踏まえれば正員要件失効者の投票用紙は無効にしなければならない。

もし、(5)を実行した場合は、各候補者の得票が変化し、当選落選に影響が出る場合も在るだろうが、もし「正員資格が無い者からの投票を有効とした選挙は定款違反であるから無効だ。正員要件失効者の投票用紙を無効措置し再集計せよ」という訴訟を起こされたら、どう反証するのが質問背景である。

9 各種パブリックコメントの意見提出の有無の理由（事業報告明細 2）

- ① 昨年度に実施された電波行政関連に関するパブリックコメントで、JARL と JARD から意見が無いものが幾つか有る。JARL が出さなかったものの理由を問います。
 - ③ 総務省見解の「アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため」についてどう考えるか？
 - ④ 433.92MHz（433.67～434.17MHz）の RFID タグ等との共存についての見解を問います。
- (1) アマチュア業務に影響が在りそうなものに JARL が意見を出さないのでは JARL の存在意味は無い。アマチュア無線に不利な内用でも甘んじて受けるということか。
たとえば 2,450MHz 帯に影響が在る「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム」では

JARLは原案作成に関与したと聞かすが、アマチュア無線目線では到底賛成できない内用になっているが、それをJARLは原案通り賛成するのか。

(2) 1,910kHz帯と3,537.5kHz帯の拡張に関するパブリックコメントで、1,800~1,810kHzと1,825~1,875kHz等の拡張される部分について、JARLはバンドプラン告示で使用区別を細かく決めることを意見していたが、どのような根拠が在るのか問います。

<p>一般社団法人 日本アマチュア無線連盟</p>	<p>この度の無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集について、当連盟としてこれまで要望させていただきましてアマチュア無線局の免許手続きが簡素化され、無線局者の利用機会が拡大しアマチュア無線資格取得につながり、また、1.8MHz帯及び3.5MHz帯の周波数の追加割当ては、他外国とのデータ通信が同一周波数で可能となるなど今回の見直し案を歓迎するとともにご努力にお礼申し上げます。 なお、今回の見直しについて、より一層の免許しが効果的に進むように次の点についてご検討いただきたくお願いいたします。</p> <p>1. 免許手続きの簡素化について 〔1〕 今回のデジタルモードによる変更手続きの簡素化については、これまでも当連盟として要望してきたものであり、今回の見直し案は大変有り難く、早急に見直しが進むことに期待しています。今後もアマチュア無線に係る免許手続きにより一層の簡素化をお願いいたします。 〔2〕 別添2の電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の改正案の中で、「2 空中線の工事設計」の「適用条件」の改正後「・・・ただし、いずれも電波の型式又は・・・」は「・・・ただし、いずれも空中線の型式又は・・・」の振りかえりとなりますので修正をお願いいたします。</p> <p>2. 無線局者の利用拡大について 〔1〕 無線局者の利用拡大にともなう運用の際に、その運用を区別するためにコールサインの特別な運用であることを明確にするため、所謂、おまたは国で抽まるコールサインを指定いただくべきと考えます。 つきましては、電波法関係審査基準の「識別符号の指定基準」の「19 アマチュア局」(4)についても見直しのご検討をお願いいたします。 〔2〕 「行事等に關する記念局」でかつ、今回、見直しの行われる無線局者の利用拡大にともなう運用を行う場合の申請手続きやコールサインの指定についても電波法関係審査基準の見直しについてのご検討をお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>1. 免許手続きの簡素化について 〔2〕については、いただいたご意見を踏まえ「空中線の型式」に変更します。 その他、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>2. 無線局者の利用拡大について 「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」に指定する識別符号については、固有のコールサインを指定することで検討中です。</p> <p>3. 周波数の追加割当てについて 〔1〕について ご意見を踏まえまして、関係規程の整備について検討してまいります。 〔2〕〔3〕について 今回追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本質である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としてまいります。 〔4〕について 周波数割当て（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考</p>	
---------------------------	--	--	--

	<p>3. 周波数の追加割当てについて 〔1〕 今回の見直しに伴い「アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号」の告示の中で、指定周波数1,910kHzの電波型式に13などの電波型式を追加し、見直し後にアマチュア無線局が追加割当の周波数で円滑な運用ができるようにご配慮をお願いいたします。 〔2〕 「アマチュア局」に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の中で、3.480~3.483MHzの（注2）については、今回の追加割当てにより帯域が拡張するため、この注記の削除を希望いたします。 〔3〕 今回の追加割当の見直しをいただいている周波数帯については、「電波型式」での指定ですが、1.8MHz帯及び3.5MHz帯の周波数帯については、世界中に電波伝播が可能な周波数帯であり、電波利用の秩序維持のためにも、これまで同様に詳細な電波型式等の規定を希望いたします。 〔4〕 今回の追加割当てについては大変感謝いたしておりますが、前添の「アマチュア局の整備の概要」の「周波数の追加割当て」のとおり、我が国のアマチュア無線界に割当ていただいている1.8MHz帯及び3.5MHz帯の帯域は他外国に比べ大変狭いことから、引き続き同周波数帯の周波数追加割当てのご検討をお願いいたします。</p> <p>これまでに例がないような今回のアマチュア局に関する見直しが早順に実施できますよう引き続きよろしくお願いたします。</p>	<p>順しながら検討していきたいと思います。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
--	--	---	--

なお、バンドプラン制定にあたって参考にするべき IARU Reg.3 のバンドプランでは以下のようになっている。

160m Band			
Frequencies (kHz)	BW (Hz)	Preferred Mode and Generic Usage	ITU R3 Status
1800 - 1830	200	CW	PRIMARY AMATEUR
1830 - 1840	500	CW and Narrowband modes 1836 kHz - QRP Centre of Activity	
1840 - 2000	2700	All modes	

Foot note: WSPR 1836.6 kHz
JT65 1838 kHz
FT8 1840 kHz

これをそのまま杓子定規に踏襲すると、以下のようになるべきであろう。

周波数 (kHz)	電波型式	備考
1,800～1,810	A1A	
1,810～1,825	A1A	既存
1,825～1,830	A1A	
1,830～1,840	全電波型式	帯域幅 500Hz 以下
1,840～1,875	全電波型式	帯域幅 2,700Hz 以下

しかしながら、JARL の意見に対する総務省見解の

「今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。」については、どのように考えるか。

ここは世界的な情勢 (IARU のバンドプラン等) が変わったときに備えて、国内規定ではバンドプラン告示で細かくバンドプランを決めるのは得策ではないと思います。

なお、現実の 1,910kHz 帯の利用状況は IARU Reg.3 のバンドプランとは微妙に異なる部分が在り、総務省はそれを的確に把握していると思われるがゆえの総務省見解だと思われます。

(3) 433.92MHz

周波数アクションプランに関するパブリックコメントで、日本自動車輸入組合から以下のような意見が出ていることは認識しているか。

<p>16-2 <該当箇所> 第4章 各周波数区分の再編方針 I 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 11 頁第4章IIに關しまして、基本方針に記載はありませんが、現状国際物流タグの使用が許可されている 433.92MHz につきましては、日本を除く諸外国ではリモートキーレスエントリーシステム (RKE) やタイヤプレッシャーモニタリングシステム (TPMS) への使用が慣用化しており、国内で当該機器を使用する上での大きな障害となっております。欧米同様に同周波数帯のアマチュア無線を二次業務と規定いただくか、共存および相互干渉を前提とし、同周波数帯の国際協調に向けた共有が制度として許可されることを望みます。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 なお、RKE 及び TPMS については国内外の動向を注視してまいります。</p>
--	---

外国車の一部にはリモートキーエントリーシステム(RKE)やパンク監視 (TPMS) に 433.67~434.17MHz の RFID タグ帯域を使うものがある。

これは電波法施行規則第 6 条第 4 項第 2 号(4)に規定する免許不要局の帯域に同居しているのは言うまでもないが、上記意見は、アマチュア無線目線では

「アマチュア無線のせいで RKE や TPMS が正常動作しないから、アマチュア無線を二次業務にして、この帯域を使用禁止にしろ」という意味になる。

アマチュアバンド告示の注3には「この周波数帯の使用は、国際周波数分配表に従って運用するアマチュア業務以外の業務の無線局に妨害を与えない場合に限る。」と規定されており、435MHz帯には、この注3がある。

この注3を根拠にしての「アマチュア無線家目線では「アマチュア局は退け」という意見に見える」が、「共存および相互干渉にも言及している」ことを考慮すると、共存の落としどころを交渉するのはJARLが先頭に立ち、JAIAやJARLともタッグを組むべきである。

なお、「アマチュア局の先住権」や「アマチュア局は免許必須局、RFID等は免許不要局だから免許要局が優先」を言うのは得策ではないことは判っていると思う。

どう交渉するのか速急に検討せよ。

10 1.9MHz帯の拡張部分（質問3件）（事業報告2(2)⑤関連）

- ① 6月4日に公表されたバンドプラン図の改正で、2ページ目下部に「総務省告示とは異なる場合があります。」という趣旨の一文が在るが、何所が異なるのかを明記しなかった理由を問います。
- ③ 「JARLバンドプランでは違反だが、総務省告示では違反では無い」時は、総務省告示が優先であることを明記すべきだったが、なぜ明記しなかったのか？
- ④ 1.910kHz帯のJARLバンドプラン制定時に、会員非会員問わず意見募集を行わなかった理由を問います。周波数委員会委員は世界情勢等を完全熟知しているから不要だったのか？

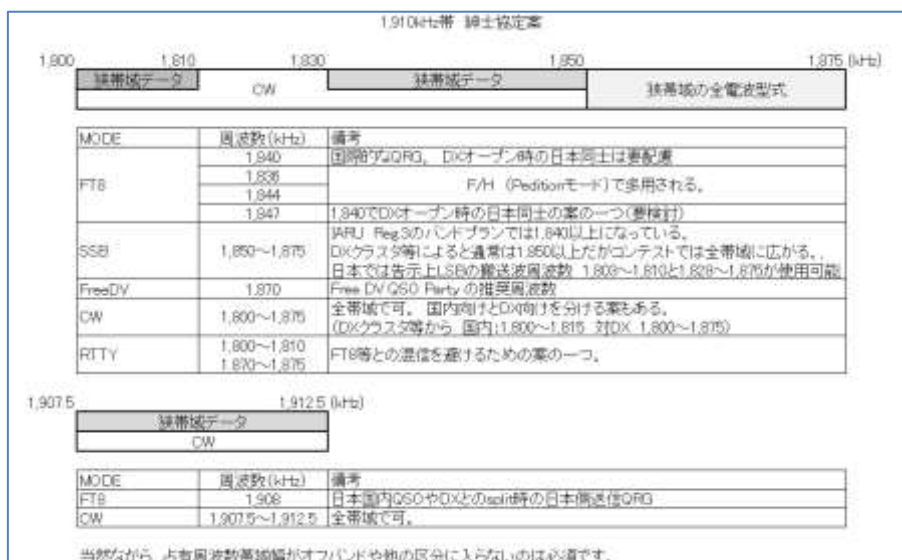
本書面9(2) 1.910kHzのバンドプランの認識問題と関連するが、1,840kHzはFT8で国際的に使用されており、「ここで日本同士が交信するのは好ましくない（DXからの信号を潰してしまう等）タイミングがある」という声があり、「日本同士では従来通り1,908kHzの他に1,847kHzあたりを使おう」という声がある。

背景としては1,836kHzと1,844kHzはFT8のペディションモードに使われることから、これらに妨害を与えないように留意する必要がある。

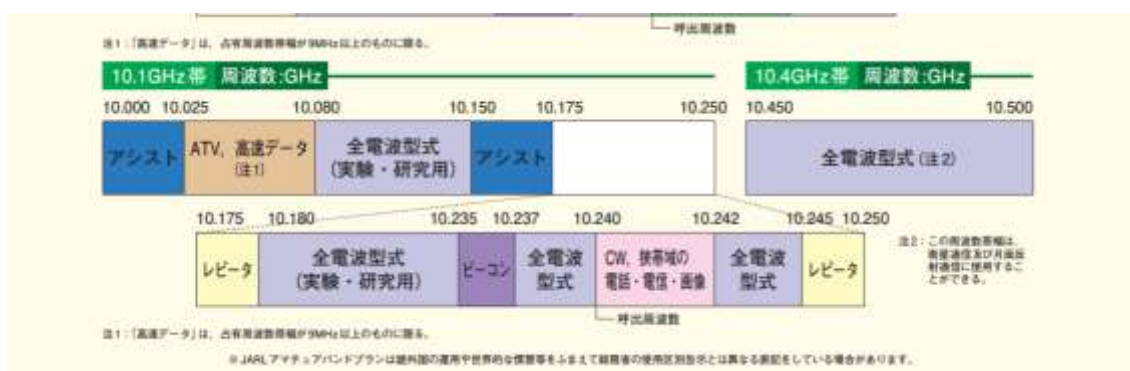
さらにSSBについては1,850kHz以上が多用されているが、コンテスト時には1,800～1,810kHz等にも出てくる例があり、それは国際的な紳士協定になっている。

参考までに私が周波数委員会に送った案（次ページ）を示す。

これは何人かの1,910kHzにアクティブな方の意見を反映しているものです。



6月4日に公表されたJARLバンドプラン図から抜粋する。



6月4日に公表されたバンドプラン図では、2 ページ下部に「国際的な慣習を考慮している」旨と「総務省告示とは異なる場合があります。」という記述が在る

1,910kHz 帯のうち 1,800~1,830kHz は IARU Reg3 のバンドプランに合わせたものであり、これによって「1,800~1,875kHz は総務省告示とは異なる」のは、IARU Reg3 のバンドプランと総務省告示の両方を覚えている者には明らかですが、そこまで細かく覚えていない方は混乱する可能性が在ります。国際的なコンテストでは 1,800~1,810 にも SSB が出てくることが在り、「それらの局との交信は JARL バンドプランでは違反だが、総務省告示では違反では無い」という現象が少数ながら発生します。

私は監査指導委員を約 30 年委嘱していただいているが、

「JARL バンドプランでは違反だが、総務省告示では違反では無い」が有ると監査指導委員全員が困るのである。なぜならば、今風の言い方をすれば「JARL バンドプラン絶対警察の言動を取る者が皆無とは言えない状況」なので、そういう方に向けた「総務省告示が上位です」を周知するための文言がバンドプラン図に無いのは困るので、この図のどこが総務省告示と異なるのかと告示優先である点を明記しなかった理由を問います。

11 オリンピック・パラリンピック記念局での特例（要望）事業計画 1 (1))

特別記念局においての外国人運用の制限緩和を引き続き要望し実現せよ。

昨年も言及したが、事情が変わった部分を加味して再提案する。

2021 年に延期になった関係で、記念局も 1 年延期になった。4 月 21 日に改正された規則や各告示によれば「アマチュア無線体験用臨時開設局」を使用すれば、各国選手団関係者でも運用は従来以上に容易に可能になる。しかし、その臨時局に使用する呼出符号は、8JnYAA~8JnZZZ および 8NnYAA~8NnZZZ (n は管轄総合通信局を示す数字) が電波関係審査基準で定められており、オリンピック・パラリンピックに限らず、何のイベントのためのものであることは容易に判らない。

このため、今年開設予定であった局で言えば 8J1TOKYO および 8 JnOLYMPIC に限って、先の山口県で開催されたボーイスカウト世界ジャンボリー記念局に適用された告示と同様に、「外国のアマチュア無線資格と操作範囲を定める告示に記載がある国か否か」に関わらず、「本国でアマチュア局開設を許可されている各国選手団関係者全員が許可される」ように、ひきつづき総務省と折衝をお願いします。

なお、令和 2 年度事業計画では、オリンピック・パラリンピックが 2021 年に延期になった記述にはなっていないのはよろしくないと思います。

12 非常災害とアマチュア無線（要望）（事業報告明細 5）

「災害時に強いアマチュア無線」をアピールする割には JARL の対応は後手がちであるのを改善せよ。

(1) 国内災害への対応

災害時にアマチュア無線が役立つことを PR するわりには、日本国内の災害時の JARL 本部の対応はお粗末である。特に 2019 年の台風 15 号と台風 19 号では連盟本部と関東地方本部は何らの動きが無く、19 号の時に千葉県支部が千葉県内の被災状況を情報発信したのみであった。（千葉県南部では停電が長引き、通信途絶が相当期間続いていたことから、停電地域では、それなりな量の非常通信は行われていた情報がある。）

どこまで JARL が音頭を取るかはあるが、「災害時にも便利」を言うのであれば、もう少しフットワーク軽く、情報発信をしても良いと思う。

(2) 海外の災害への対応

近隣諸国で非常災害が発生したときの対応にも、JARL Web 等でのアナウンス時期に差がある。

当該国のアマチュア無線連盟に状況確認をしてから、および JARL 事務局が開いているか否かは考慮すべきではあるが、JARL Web での告知が地震発生や台風襲来後数時間から数日とまちまちであった。これについては、速報として IARU 提唱の非常通信周波数を空けることは災害直後の第一報の時点で行ってもよいのではないか。

13 個人情報の扱い（事業報告明細 4）

個人情報保護法の観点で問題になる部分について問います。

具体的には「JARL 事務局しか知らないはずの郵便物送付先の漏洩」である。

(1) 一般社団法人になる前から見られる事象だが、「アマチュア局局名録」または「JARL 会員局名録」に「住所および氏名のいずれかまたは両方を非掲載」の方に、社員または理事の立候補者から自身への投票をお願いする郵便物が届くことが起きている。

この場合は JARL 事務局または各支部支部長しか知らないはずの郵便物送付先を差出人に提供したのは誰なのかを問います。

(2) 支部長は支部の運営上必要な範囲で管轄支部の会員に連絡を取る必要があるから、会員局名録等に非掲載の住所（郵便物送付先）および氏名であっても知りうる立場にある（管轄支部の会員全員について、局名録では非掲載の方も含めて、すべての支部内会員の住所（郵便物送付先）と氏名が載っている住所録を持っている）と聞く。

これが事実である場合は支部長、事実ではなく JARL 本部事務局にしかない場合は事務局が特定の者の選挙運動の目的で会員台帳上の住所（郵便物送付先）および氏名を

開示することは、個人情報保護法の観点と選挙の公平性の観点で、どちらにも問題は無いと断言できるのか。

- (3) 「JARL の事業に必要な範囲で使用する」の場合は支部役員や JARL 理事等の役職者や JARL 事務局職員がその職務上使用するためと理解されるのが常識である。

「社員および理事の選挙は JARL の事業に必要なことだから、その選挙運動用に開示するのは問題はない」と言うのであれば、個人情報の利用範囲について、

「JARL の事業に必要な範囲で使用する」に加えて「JARL の社員および理事候補者の選挙の立候補者に、選挙運動目的用に個人情報を開示する」も含めて同意を得る必要が在り、同意が無い者の情報は選挙運動用には非公開にしなければならず、同意がある分については全立候補者に公平に開示するべきものであり、その開示を行う場合には、当然ながら立候補者が不正利用できない施策も必要になる。

本件は今回の選挙において異議申し立てがなされ、選挙管理会から「立候補者は支部役員（役職名は把握しているが、ここでは単に役員とする。）であり、支部役員として支部会員の個人情報の開示を受けるのは問題無いが、個人情報の扱いについて疑念を与える結果となった」と解釈できる裁定が出た件があるが、立候補者の公平性の点で疑問が残る裁定である。

よって、個人情報保護法上も公平性の点も特定の候補者への開示は問題はないと断言できるならば、会長、専務理事、事務局長のいずれかによる公式発言として回答せよ。

14 C4FM（要望）（事業報告 2(1)⑥関連）

理事会報告等によれば、C4FM のレピータは設置対象外とされているようだが、

C4FM ユーザー数は相当数居る。技術的研究の見地からも D-star だけに固執する意味は無い。C4FM レピータの早期実現を検討せよ。

ワイヤレスネットワーク委員会で検討する気が無いなら、委員の総入れ替えを要求します。

15 JARL 版電子 QSL（事業報告 4(3)）

検討を進めているというが、仕様策定に時間が掛かりすぎている。また、伝え聞こえる JARL 版電子 QSL の機能では、既存の eQSL 等に在る「相互照合機能が無い」などでは電子化の意味が無い。以前も準備書面で言及したが、既存システムに JARL 会員枠で便乗するのが現実的などところである。このまま検討を繰り返して無駄な経費を支出する必要は無い。

単に紙版 QSL を電子的に置き換えただけで、交信記録との照合は手作業と聞く仕様に拘る理由を問います。